

# 市・県民税(個人住民税)の改正点をお知らせします

問/課税課 内2233 ☎463-2852~3

## 平成24年度の税制改正等による市・県民税(個人住民税)の主な改正点

### ●給与所得控除の見直し

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました(所得税は平成25年分、個人住民税は平成26年度から適用されます)。

### ●退職所得課税の見直し

勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受ける退職金のうち、その役員等の勤続年数に対応する退職金として支払いを受けるものについて、退職所得控除後の所得金額を2分の1にする措置が廃止されます(所得税は平成25年分、個人住民税は平成25年1月1日以後に支払われる退職金から適用されます)。

### ●個人住民税の均等割額の引き上げ (平成23年度税制改正分)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人住民税に限り、均等割の税率は、標準税率4,000円(市民税3,000円、県民税1,000円)に1,000円を加算した額である5,000円(市民税3,500円、県民税1,500円)となります。

## 平成25年度 市・県民税(個人住民税)から適用となる主な改正点

### ●生命保険料控除の改組(平成22年度税制改正分)

- 1 生命保険料控除を改組し、所得税については、各保険料控除の合計適用限度額が現行の10万円から12万円に引き上げられます。(なお、住民税の各保険料控除の合計適用限度額は、現行と同じ7万円です。)
- 2 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に関する生命保険料控除について、新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護

医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額について、住民税は2.8万円、所得税は4万円とします。

- 3 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に関する生命保険料控除については、従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除が適用されます。

《イメージ図》

[合計適用限度額7万円<12万円>]

※<>内は所得税の控除額

新契約

一般生命保険料控除  
2.8万円<4万円>  
(遺族保障等)

個人年金保険料控除  
2.8万円<4万円>  
(老後保障)

介護医療保険料控除  
2.8万円<4万円>  
(介護保障、医療保障)

旧契約

一般生命保険料控除  
3.5万円<5万円>  
(遺族、介護、医療保障等)

個人年金保険料控除  
3.5万円<5万円>  
(老後保障)

※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除についてそれぞれ新契約と旧契約双方の控除の適用を受ける場合は、2.8万円<4万円>が限度額となります。

### ① 平成24年1月1日以後に締結した 保険契約等に係る控除 [新契約]

支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超	支払保険料の金額
32,000円以下	× 2分の1 + 6,000円
32,000円超	支払保険料の金額
56,000円以下	× 4分の1 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

### ② 平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等に係る控除 [旧契約]

支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超	支払保険料の金額
40,000円以下	× 2分の1 + 7,500円
40,000円超	支払保険料の金額
70,000円以下	× 4分の1 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円

## 新契約・旧契約の双方の保険契約等に係る控除がある場合

イ 新契約の支払保険料等につき、上記①の計算式により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記②の計算式により計算した金額

※新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれ上の表で計算した金額の合計額(上限は28,000円)になります。

## 平成25年1月1日から支払われる退職金の改正点

退職所得に係る所得割額の10%税額控除の特例が廃止されます。(平成23年度税制改正分)